

ベトナム計画投資省と日本国埼玉県との経済交流に関する覚書

ベトナム計画投資省と埼玉県は、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済分野における交流促進に協力して取り組むため、次のとおり意見の一致をみた。

- 1 両地域の企業等が相互に活発な投資事業を展開することができるよう、双方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。
 - (1) 双方は、相手方が自地域において投資セミナーや展示会、商談会などの経済交流事業を実施しようとする場合、可能な限り協力する。
 - (2) 双方は、企業訪問団の派遣などを通じて人材交流を進め、経済分野における緊密な関係を構築する。
 - (3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域への投資の開始・拡大に向け、可能な限り配慮する。
- 2 双方の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行おうとする場合は、その都度互いに協議・調整しながら進めることとする。

ベトナム；

 - ・ 外国投資庁

埼玉県；

 - ・ 日本国埼玉県産業労働部
- 3 双方は、6か月前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。
- 4 本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。また、本覚書は英語により2通作成し、双方が保有する。

平成24年8月21日 ハノイ

ベトナム計画投資省

ダオ・クアン・チュー副大臣

日本国埼玉県

知事 上田 清司